

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和 8 年 4 月 1 日

最上広域市町村圏事務組合理事長

最上広域市町村圏事務組合議会議長

最上広域市町村圏事務組合教育委員会

最上広域市町村圏事務組合監査委員

最上広域市町村圏事務組合消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	9 1 . 8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	9 3 . 4 %
全 職 員	6 5 . 7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・課長等 (6 級相当職)	—
課長補佐等 (5 級相当職)	—
冠主査等 (4 級相当職)	—
係長等 (3 級相当職)	9 3 . 1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年 以 上	—
3 1 ~ 3 5 年	—
2 6 ~ 3 0 年	—
2 1 ~ 2 5 年	—
1 6 ~ 2 0 年	—
1 1 ~ 1 5 年	1 0 2 . 9 %
6 ~ 1 0 年	9 2 . 4 %
1 ~ 5 年	—

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・当組合の教育職は、給与は当組合から支給しているものの、実際の人事や登用については山形県教育委員会がしているため、情報公表の計算には含めていない。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、勤務時間に応じて人数を換算している。
- ・任期の定めのない常勤職員のうち約9割が消防職員であり、令和7年度時点で消防職員は全て男性である。
- ・消防職員の初任給格付けの際には4号給が加算されている。
- ・消防職員は、休日勤務や夜間勤務等があり、勤務に応じた手当が支給されている。
- ・扶養手当について、原則として主たる生計維持者に支給しており、扶養手当の受給者に占める男性の割合は9割以上である。
- ・役職段階別においては、局長・課長等（6級相当職）、課長補佐等（5級相当職）、冠主査等（4級相当職）には、女性職員はいない。
- ・勤続年数別においては、36年以上、31～35年、26～30年、21～25年、16～20年、1～5年には、女性職員はいない。